

議案第 2 1 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 1 0 条第 1 項の規定により、市道路線を別表のとおり認定し、及び廃止する。

よって、同法第 8 条第 2 項（同法第 1 0 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

向日市長 安 田 守

別 表

番号	路線名	起 点 終 点	延長	敷地の幅員 (最小～最大)
1	(認定路線) 市道第 6117 号線	向日市上植野町切ノ口 3 番地 10 先 向日市上植野町切ノ口 15 番地 19 先	173.6 メートル	6.0 メートル } 12.4 メートル
2	(廃止路線) 市道第 6117 号線	向日市上植野町切ノ口 3 番地 10 先 向日市上植野町切ノ口 20 番地 35 先	44.1 メートル	6.0 メートル } 12.4 メートル

(認定及び廃止の理由)

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定に基づく開発行為による宅地造成地内の道路であり、本市に帰属したので認定するものである。

なお、2 の路線は 1 の路線の認定に伴い、路線が重複する市道について、廃止するものである。

認定路線

位置図

S=1:2,500

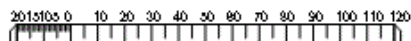
N



市道第6117号線



縮尺 1 : 2500



廃止路線

位置図

S=1:2,500

N



市道第6117号線



縮尺 1 : 2500

